

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（案）  
に関する意見公募手続の結果について

令和8年5月11日  
経済産業省中小企業庁  
経営支援部経営支援課

「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（案）」について、令和8年3月2日から同年3月31日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

（なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。）

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	附則について施行期日と経過措置の二条建てとなっているが、項建てで規定すべきではないか。また、「附則」と附則第一条、附則第二条の間に空行があるが詰めるべきではないか。	ご意見ありがとうございます。本省令におけるこれまでの規定を踏まえ、原案を維持させていただきます。

○提出意見数：1件